

第 1 8 3 期

# 有価証券報告書の訂正報告書

自 平成 18 年 4 月 1 日

至 平成 19 年 3 月 31 日

浜松市中区中沢町10番1号

**ヤマハ株式会社**

(391001)

第183期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は金融商品取引法第24条の2第1項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年11月6日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

ヤマハ株式会社

# 目 次

	頁
第183期 有価証券報告書の訂正報告書	
【表紙】 .....	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】 .....	2
2 【訂正事項】 .....	2
3 【訂正箇所】 .....	2

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年11月6日

**【事業年度】** 第183期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

**【会社名】** ヤマハ株式会社

**【英訳名】** YAMAHA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 梅 村 充

**【本店の所在の場所】** 浜松市中区中沢町10番1号

**【電話番号】** 053(460)2141

**【事務連絡者氏名】** 経理・財務部長 梅 田 史 生

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区高輪二丁目17番11号  
当社 営業経理センター

**【電話番号】** 03(5488)6611

**【事務連絡者氏名】** 営業経理センター長 須 藤 和 成

**【縦覧に供する場所】** ヤマハ株式会社営業経理センター  
(東京都港区高輪二丁目17番11号)  
ヤマハ株式会社営業事業所管理センター大阪事務所  
(大阪府中央区南船場三丁目12番9号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第183期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

1～3 省略

（訂正後）

1～3 省略

## 4 定款規定の内容

### (1)取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

### (2)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

### (3)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

#### 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

### (4)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。